運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ・暴言等に対する
栃木県中学校体育連盟の対応

令和３年４月１５日
栃木県中学校体育連盟

（公財）日本中学校体育連盟より，平成３０年３月３０日付けで『運動部活動指導中の暴力・体罰・セクハラ等（以下「暴力等」という。）への対応』が示された。

今回，栃木県中学校体育連盟としても整合性を図るとともに暴力等の防止策の一つとして，下記の対応を県内の学校や指導者に示し，改めて運動部活動指導中の引率者・監督・部活動指導員・外部指導者（コーチ）・トレーナー等（以下「指導者」という。）による暴力等の根絶を目指していこうとするものである。

なお，本連盟が対応するこれらの行為は，各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

記

１　本連盟の対応

（１）　大会登録の禁止

①　教職員において，暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった者は，本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。

②　学校の教職員以外の者において，暴力等により校長から指導措置を受けていることが明確になった者は，本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。

●以下の文を栃木県中学校体育大会各競技大会要項の「引率者及び監督」の項に記載する。

「本大会に出場するチーム・選手の引率者，監督，部活動指導員，外部指導者（コーチ），トレーナー等は，部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ・暴言等により任命権者または学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。また，外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。校長はこの点を確認して，大会申込書を作成する。」

（２）　連盟内の役職停止

①　本連盟の役員において，暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった者は，本連盟の役職を停止する。

※後任の補充については，該当地区中体連会長や該当専門部長と相談し，該当地区中体連及び栃木県中学校体育連盟から選出することを基本とする。

２　本連盟による対応・処置の対象となる者

本連盟加盟校に設置されている運動部で，本連盟に競技部が存在する運動部の指導者

３　判定及びその時期

（１）　教職員については，当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

（２）　学校の教職員以外の者については，当該校の校長が指導措置を行った時点

４　期　間

（１）　違反行為１回目

「３　判定及びその時期」から２年間は，本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は異動等により勤務校や指導する運動部が変更となっても継続するものとする。

（２年間とは，「３　判定及び時期」において確認・措置を行った時点から２４ヶ月間）

（２）　違反行為２回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者の「資格なし」とする。

５　本対応は，平成３０年４月１日より施行適用する。

令和３年４月１５日　一部改正